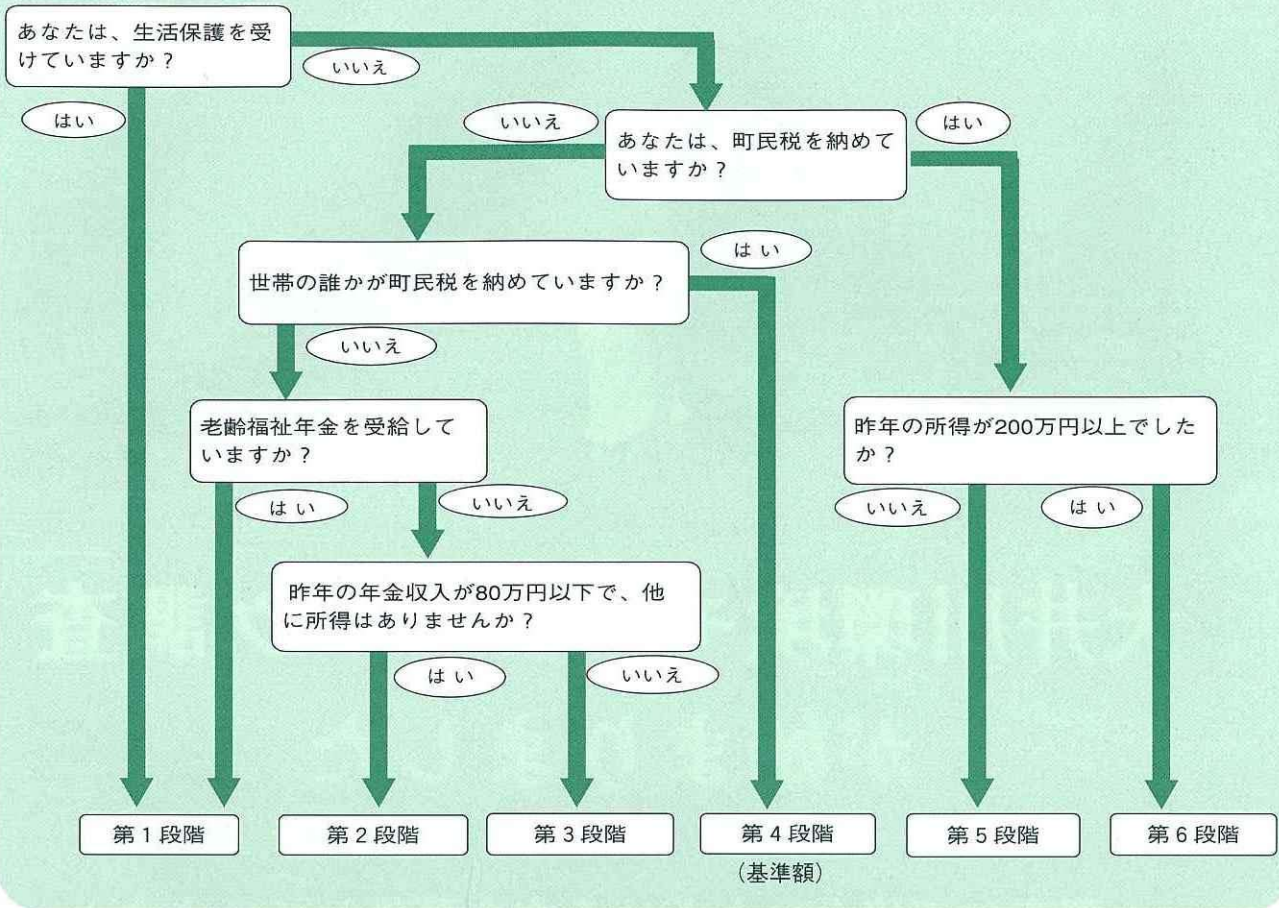


介護保険料は所得によって6段階に分かれます



【平成17年度までの所得段階】

【平成18年度からの所得段階】

賦課段階	区 分
第1段階	住民税の非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	本人と世帯全員が住民税の非課税者
第3段階 (基準額)	本人のみ住民税の非課税者
第4段階	本人が住民税課税者で合計所得金額200万円未満
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額200万円以上

賦課段階	対 象 者	年 額	
第1段階	世帯の全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	18,600円	
第2段階	世帯の全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	18,600円	
第3段階	世帯の全員が住民税非課税者で第2段階以外	27,900円	
第4段階 (基準額)	本人のみ住民税非課税者	第1段階からの激変緩和措置	24,500円
		第2段階からの激変緩和措置	24,500円
		第3段階からの激変緩和措置	30,800円
		激変緩和措置対象者以外	37,200円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額200万円未満	第1段階からの激変緩和措置	27,900円
		第2段階からの激変緩和措置	27,900円
		第3段階からの激変緩和措置	33,800円
		第4段階からの激変緩和措置	40,100円
	激変緩和措置対象者以外	46,500円	
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額200万円以上	55,800円	

*激変緩和措置…右ページ中段の説明をご覧ください。

詳しいお問い合わせは・・・

- 役場本庁健康増進課 高齢者福祉係 電話 (56) 2224
- 役場総合支所保健福祉課 福祉係 電話 (58) 7071